

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の取扱いについて

1 制度の概要

「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」（以下、「県要領」という。）において、次のいずれか該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所については、地域医療構想調整会議の議論や県医療審議会の意見聴取を経て、病床設置等の許可を要しない診療所として決定することとしている。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) 分娩を取り扱う診療所

2 現状と課題

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、住民の身近な地域で緊急時に対応できる入院機能を確保するなど、有床診療所の果たす役割が一層期待されている。

こうした中、平成31年3月14日開催の医療審議会において次の意見が出された。

- (1) 診療所が地域包括ケアとして地域の医療需要を踏まえているかということについて、特定の医療機関や施設からではなく幅広く周辺から受けているのか、地域の医療提供体制の構築に協力して、いわゆる地域の協議の場に積極的に参加されているかを確認する必要があるのではないか。
- (2) 許可を要しない診療所の病床も既存病床数に計上されてしまうことから、計画的な病床整備に支障をきたすおそれがある。そうした中、許可を要しない診療所についても、病床整備事前協議の中で併せて審査してもよいのではないか。

3 「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」の要件について

(1) 現在の要件

県要領第2条(1)では、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所について、要件（ア～キ）のいずれかに該当し、実績を有することが求められているものである。

しかしながら、ア～キのいずれかのみを満たしていれば、地域包括ケアシステムの構築に資するかというと、そのみでは地域連携に関する取組みなどを判断・評価するには十分ではないことから、要件を追加する必要があると考えられる。

(2) 追加を検討する要件について

前述の要件をより明確にするため、今後、次のような要件を追加することを検討したい。

《追加する要件の例》

ア～キ (省略 (現行のとおり))

ク 次の (ア) から (イ) を満たし、(エ) 又は (オ) のいずれかに該当すること。

(ア) 地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が複数回あること。

(地域包括支援センター開催の会議、地域ケア会議、医師会開催の会議等)

(イ) 地域の医療機関及び介護関係機関との幅広い連携実績が複数回あること。

(自法人内・自グループ内は除く、連携のための相談は含めない。)

(ウ) 地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていること。

(急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることを計画や組織の規定などにより確認できること。)

(エ) 医療と介護の連携シート等による患者 (利用者) 情報の共有化が図られていること。

(オ) その他、地域包括ケアシステムの構築に資する連携の実績があること。

4 病床整備に関する事前協議との関係の整理について

次のように整理することを検討したい。

(1) 事前協議が行われる場合

ア 原則は事前協議の枠組みの中で申し出てもらう。

イ ただし、地域の事情を踏まえ、医療法第7条第3項に基づく協議の余地も残す。

ウ 事前協議で取り扱う場合は、9月末から11月末頃までに実施する公募に申し出てもらい、翌年1～2月頃に開催する第3回地域医療構想調整会議等の議論を経て、3月の県医療審議会で決定する。

(2) 事前協議が行われない場合

医療法第7条第3項に基づく協議を受け付ける。

受付の時期は(1)の事前協議が行われる場合と同様、9月末から11月末頃とする。

5 今後の予定

8～9月 各地域医療構想調整会議での議論 (意見聴取)

9～10月 保健医療計画推進会議、県医療審議会への議論の状況の報告

10～11月 各地域医療構想調整会議での議論 (素案)

1～2月 各地域医療構想調整会議での議論 (改正案)

2～3月 保健医療計画推進会議での議論、県医療審議会への諮問
答申を受けての要領改正

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法第7条第3項の規定に基づく許可を要しない診療所（以下「許可を要しない診療所」という。）の協議手続き等の取扱いについて定めることにより、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

(許可を要しない診療所)

第2条 許可を要しない診療所は、次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であるものとする。

(1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（アからキのいずれかに該当すること）

ア 診療報酬上の「在宅療養支援診療所」の施設基準の届出を行っている診療所

イ 現に有床診療所であって、過去1年間の急変時の入院件数が6件以上ある診療所

なお、「急変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された入院は除く。

ウ 患者及びその家族等からの電話等による問合せに対し、原則として当該診療所において、常時（24時間）、医師あるいは看護職員が対応できる体制がとられている診療所であって、診療報酬上の「時間外対応加算1」の施設基準の届出を行っている診療所

エ 現に有床診療所であって、過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受け入れが1割以上である診療所

なお、「他の急性期医療を担う病院の一般病棟」の解釈については、診療報酬上の「有床診療所入院基本料」の施設基準によるものとする。

オ 現に有床診療所であって、過去1年間の当該医療機関内における看取りの実績が2件以上ある診療所

カ 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施した患者数が年間30件以上ある診療所

なお、手術をした場合に限るものとし、分娩において実施する場合は除く。

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能を有する診療所（過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護を提供した実績がある診療所又は指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者である診療所）

(2) 分娩を取り扱う診療所

(協議)

第3条 前条各号に定める診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）は、当該診療所が許可を要しない診療所に該当するか否かについて協議するため、協議書（第1号様式）を神奈川県知事（ただし、保健所設置市にあっては各市長）に提出するものとする。ただし、神奈川県知事に協議書を提出する場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して提出するものとする。

2 神奈川県知事（ただし、保健所設置市にあつては各市長）は、事前協議の申出があつたときは、次の事項について 審査するものとする。

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
- (2) 神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- (3) 診療所の開設等の計画に確実性があること。

3 神奈川県知事（ただし、保健所設置市にあつては各市長）は、予め、地域医療構想調整会議の議論を経たうえで、神奈川県医療審議会（おおむね10月及び3月に開催）の意見を聴き、許可を要しない診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

（報告）

第4条 許可を要しない診療所に該当すると決定され、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行った開設者は、毎年8月までに前年度の実績等を示す次の書類を神奈川県知事又は保健所設置市の市長に報告するものとする。

- (1) 第2条(1)アの規定により病床を設置した診療所：前年度の在宅療養支援診療所に係る報告書の写し（第2号様式）
- (2) 第2条(1)イからキにより病床を設置した診療所：要件を満たしていることを示す書類（第3号様式）
- (3) 第2条(2)により病床を設置した診療所：分娩取扱い件数（第4号様式）

（指導）

第5条 神奈川県知事又は保健所設置市の市長は、許可を要しない診療所と決定した開設者等及び許可を要しない診療所に該当すると決定され、療養病床又は一般病床の設置若しくは増床の届出を行った開設者に対し、必要に応じ病床の適切な運営等について指導を行うものとする。また、許可を要しない診療所に該当しないと認められる場合は、開設者等に対し病床の廃止又は減少について指導するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。